

Shenzhen, China

Rooms 1210-11
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen
Tel: +86 755 8268 4480
Fax: +86 755 8268 4481

Shanghai, China

Room 603, Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road
Xuhui District, Shanghai
Tel: +86 21 6439 4114
Fax: +86 21 6439 4414

Beijing, China

Room 408A
Interchina Commercial Building
No.33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing
Tel: +86 10 6210 1890
Fax: +86 10 6210 1882

Taiwan

Room 303, 3/F., 142
Section 4, Chung Hsiao
East Road, Daan District
Taipei, Taiwan
Tel: +886 2 2711 1324
Fax: +886 2 2711 1334

Singapore

36B, Boat Quay
Singapore 049825
Tel: +65 438 0116
Fax: +65 6438 0189

日本の商標登録の手続と費用

日本は《商標法》に基づく商標の権利付与を所掌する。パリ条約とマドリッド協定議定書の加盟国である。権利付与の原則は先願主義を採用していることです。商標登録は、登録日から10年間有効であり、有効期限までに10年間更新することができます。

1、日本の商標登録料金

手続		料金(米ドル)
第一ステージ：商標調査		
	文字（区分一つ）	225
	ロゴ（区分一つ）	370
	文字+ロゴ（区分一つ）	540
(1) 調査依頼は強制的ではありません。 (2) 商標調査の範囲は日本特許庁のデータベースの限りです。 (3) 類似商標の有無を教え、商標登録の可能性の可否を判断し、アドバイスをくれます。商標調査約15日かかります。		
第二ステージ：願書作成		
	1区分目	1,150
	2区分目以降、区分一つ増す毎に	960
(1) 上記の料金は手数料と日本特許庁に支払う費用を含んでいます。 (2) 上記の料金は区分毎に指定商品/指定役務20個までの基本料金です。指定商品/指定役務が21個以上になると、一個毎に10米ドル追加します。		
第三ステージ：登録証受領		
	1区分目	400
	2区分目以降、区分一つ増す毎に	220

備考：

- (1) 御社の商標登録が拒絶/却下されば、不服審判請求の料金は別途で、ご相談いただきます。
- (2) 上記の料金は郵送費含んでいません。

2、 日本の商標登録の費用／料金の例

例一：商標一つ区分一つ

御社が、「nBEAUTY」という商標を第 25 類（洋服や着物靴、ベルト等）に登録するつもりで、弊社にご依頼いただいた場合にかかる料金は下記のとおりです：

商標調査： 225 米ドル
願書作成： 1,150 米ドル
登録証受領： 400 米ドル
合計： **1,775 米ドル**

例二：商標一つ区分二つ

御社が、「nBEAUTY」という商標を第 25 類（洋服や着物靴、ベルト等）と第 26 類（リボン・テープ・ボタン・髪飾り・造花・つけひげ等）に登録するつもりで、弊社にご依頼いただいた場合にかかる料金は下記のとおりです：

商標調査： $225 + 225 = 450$ 米ドル
願書作成： $1,150 + 960 = 2,110$ 米ドル
登録証受領： $400 + 220 = 620$ 米ドル
合計： **3,180 米ドル**

例三：商標二つ区分一つ

御社が、「nBEAUTY」と「nNICY」という二つの商標を第 25 類（洋服や着物靴、ベルト等）に登録するつもりで、弊社にご依頼いただいた場合にかかる料金は下記のとおりです：

商標調査： $225 + 225 =$ 米ドル 450
願書作成： $1,150 + 1,150 =$ 米ドル 2,300
登録証受領： $400 + 400 =$ 米ドル 800
合計： **3,550 米ドル**

上記の例は出願が拒絶／却下されない場合の仮定です。不服審判請求の料金は別途で、ご相談ください。例の料金は郵送費含んでいません。

しかも、上記の料金は区分毎に指定商品／指定役務 20 個までの基本料金です。指定商品／指定役務が 21 個以上になると、一個毎に 10 米ドル追加します。

3、 日本の商標登録出願の書類

- (1) 商標出願の願書（弊社提出）。
- (2) 登録する商標の文字／画像（jpg ファイル）。
- (3) 商業／法人登記事項証明書謄本、履歴事項全部証明書、と身分証明書（出願人の名前と住所を表す証明）。
- (4) 優先権証明書（優先権を主張すれば、料金を別途で追加します）。

4、 日本の商標登録の流れ

- (1) 弊社は出願人の商標と区分の希望などを了解し、アドバイスをくれ、お見積書を作成いたします。
- (2) 正確に記入した弊社の商標登録願書をメールあるいはファクスでお送りいたします。
- (3) 費用を受け取ってから、弊社は商標調査をします（ある場合）。調査は約 15 日（公式検索の時間に基づいて）かかります。
- (4) 調査報告を参考し、出願をするかどうかをお決めください。出願をする確認と入金を受け取ってから、弊社は願書を作成し、日本特許庁に提出します。
- (5) 日本特許庁は審査します。同一又は類似な商品又は役務に同一又は類似商標の有無、商標法について、所定の要件を満たすご商標かどうかなどを検討します。登録要件を満たしていないと、審査官は拒絶します。
- (6) 拒絶／却下されない場合は、商標掲載公報に掲載される。
- (7) 第三者の登録異議申立ない場合は、商標権は有効に存続します。弊社は日本特許庁に登録証を受領し、資料と内容を再びご確認ください。登録証をお送りいたします。

5、 日本の商標登録のかかる時間

願書を提出から登録証を受領までは **6 - 10** ヶ月かかります。

6、 お支払い方法と期限

弊社は手續の勘定書の一つずつお送りいたします。もし中国または台湾の付加価値税のインボイスを必要されれば、7%または 5%の税金が増やすことになります。ご入金いただいてから、手續を進みます。

支払い方法：小切手、現金、電信送金、ペイパル（PayPal）（PayPal なら、5%の手料は別途）。

7、 返金について

手続きが始めれば、返金できません。ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。
例えば：商標調査の結果は類似商標の登録記録があれば、拒絶／却下される可能性が高く、商標登録をやめることになると、商標調査の料金は返金できません。商標登録が提出してから、日本特許庁に拒絶／却下される又は第三者の登録異議申立があれば、願書作成の料金も返金できません。

もし、最初から三つの手続の料金を全てご入金になり、商標調査をしてから登録をやめることになったら、願書作成と登録証受領の料金が返金できます。

本文書は日本語にも翻訳されているが、日本語版と英語版に不一致や矛盾がある場合には、英語版の内容が優先します。